

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和5年1月19日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5	
システム2	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能</li> <li>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（申請管理システム）
3. 特定個人情報ファイル名	
① 住民記録システムファイル ② 本人確認情報ファイル ③ 送付先情報ファイル ④ 住民記録情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> <li>・第18条(個人番号カードの利用等)</li> </ul> </li> <li>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul> </li> </ol>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠))</li> <li>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</li> <li>別表第二における情報照会の根拠</li> <li>：なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民記録システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民(住基法5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録された者で、転出等の事由により住民票が削除された者(以下、「削除者」)を含む
その必要性	住民の住所、世帯等の住民情報を記録し、住民の居住関係の公証及び各種行政サービスの基礎となることから、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基法に基づき、住民票に記載すべき項目として保有する。 ・その他識別番号 庁内連携システムを運用していくために、システム管理上必要な項目として保有する。 ・医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 国民健康保険、国民年金、児童手当、介護保険、後期高齢者保健の受給資格の有無を確認するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	③で対象となる者や届出をする権利のある者が住民登録の届出をした日
⑥事務担当部署	市民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( こども総務課、介護保険課、保険年金課 ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )



再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項3</b>		窓口業務委託	
①委託内容		住民票の写し等の交付請求の受付・作成・引き渡し(郵送請求含む)	
②委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項4</b>			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[ ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[ ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項5</b>			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[ ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[ ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 100 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 828 ) 件 [ ] 行っていない		
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1第2欄「提供先」参照)		

①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2各項(別紙1第1欄「別表第2項番」参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1第3欄「提供先における用途」参照)	
③提供する情報	住民基本台帳法第七条第四号に規程する事項(住民票関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>提供先2～5</b>		
<b>提供先2</b>	教育委員会 教育部 学校教育課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 38項	
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(住民票関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 市民課端末の閲覧	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>提供先3</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		



⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
<b>提供先4</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
<b>提供先5</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先11～15</b>		
<b>提供先16～20</b>		
移転先1	こども部 すくすく子育て課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 8項	
②移転先における用途	障害児通所支援事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先2</b>	健康福祉部 医療健診課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 10項	
②移転先における用途	予防接種事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先3</b>	健康福祉部 障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 11項	
②移転先における用途	身体障害者手帳事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先4</b>	健康福祉部 障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 14項	
②移転先における用途	精神保健福祉手帳事務	

③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先5</b>	健康福祉部 生活援護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 14項	
②移転先における用途	生活保護事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先6</b>	総務部 市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項	
②移転先における用途	個人住民税事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先7</b>	総務部 市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項	

②移転先における用途	軽自動車税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙         )
⑦時期・頻度	
<b>移転先8</b>	総務部 資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	固定資産税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙         )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
<b>移転先9</b>	総務部 収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	収滞納管理事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙         )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

<b>移転先10</b>	市民経済部 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 30項、31項および59項	
②移転先における用途	国民健康保険事務および国民年金事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先11</b>	健康福祉部 介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 68項	
②移転先における用途	介護保険事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
<b>移転先12</b>	こども部 こども総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 37項、49項および56項	
②移転先における用途	児童扶養手当事務・母子保健事務・児童手当事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙



⑦時期・頻度	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;大和市における措置&gt;</p> <p>①セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管</p> <p>②サーバーへのアクセスは複数の認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民記録システムファイル

【住基異動情報】

- |          |          |              |           |
|----------|----------|--------------|-----------|
| ・宛名番号    | ・続柄区分    | ・本籍地連番       | ・本名かな     |
| ・住民票コード  | ・続柄名     | ・転出予定日       | ・本名漢字     |
| ・世帯番号    | ・実続柄名    | ・転出予定届出日     | ・世帯主氏名かな  |
| ・準世帯区分   | ・生年月日    | ・転出予定届出区分    | ・世帯主氏名漢字  |
| ・最大住所連番  | ・和暦生年月日  | ・転出予定地連番     | ・備考       |
| ・現存区分    | ・表示用生年月日 | ・転出確定日       | ・改製連番     |
| ・人格区分    | ・性別      | ・転出確定通知日     | ・改製日      |
| ・世帯主区分   | ・記載順位    | ・転出確定届出区分    | ・旧氏名かな    |
| ・支所コード   | ・異動日     | ・転出確定地連番     | ・旧氏名漢字    |
| ・地区コード   | ・異動事由    | ・住民となる日      | ・広域個人番号   |
| ・行政区コード  | ・異動届出日   | ・住民となる事由     | ・番号制度個人番号 |
| ・班コード    | ・異動届出区分  | ・住民となる届出日    |           |
| ・小学校区コード | ・住定日     | ・住民となる届出区分   |           |
| ・中学校区コード | ・住定事由    | ・住民でなくなる日    |           |
| ・投票区コード  | ・住定届出日   | ・住民でなくなる事由   |           |
| ・算定団体コード | ・住定届出区分  | ・住民でなくなる届出日  |           |
| ・続柄コード1  | ・現住所連番   | ・住民でなくなる届出区分 |           |
| ・続柄コード2  | ・前住所連番   | ・死亡日不詳区分     |           |
| ・続柄コード3  | ・転入前住所連番 | ・氏名かな        |           |
| ・続柄コード4  | ・転入未届地連番 | ・氏名漢字        |           |

【宛名履歴情報】

- |          |          |            |              |
|----------|----------|------------|--------------|
| ・宛名番号    | ・自治コード   | ・異動事由      | ・住民でなくなる届出日  |
| ・履歴連番    | ・氏名かな    | ・異動届出日     | ・住民でなくなる届出区分 |
| ・適用日     | ・氏名漢字    | ・異動届出区分    | ・死亡日不詳区分     |
| ・登録業務    | ・郵便番号    | ・住定日       | ・本名かな        |
| ・世帯番号    | ・郵便番号BC  | ・住定事由      | ・本名漢字        |
| ・現存区分    | ・町名      | ・住定届出日     | ・世帯主氏名かな     |
| ・準世帯区分   | ・番地      | ・住定届出区分    | ・世帯主氏名漢字     |
| ・人格区分    | ・方書      | ・現住所連番     | ・備考          |
| ・国籍コード   | ・代表者肩書   | ・前住所連番     | ・改製日         |
| ・支所コード   | ・代表者氏名   | ・転入前住所連番   | ・改製連番        |
| ・地区コード   | ・電話番号    | ・転入未届地連番   | ・旧氏名かな       |
| ・行政区コード  | ・電話区分    | ・本籍地連番     | ・旧氏名漢字       |
| ・班コード    | ・FAX     | ・転出予定日     | ・番号制度個人番号    |
| ・小学校区コード | ・メールアドレス | ・転出予定届出日   | ・番号制度法人番号    |
| ・中学校区コード | ・郵便返却区分  | ・転出予定届出区分  |              |
| ・投票区コード  | ・登録事由    | ・転出予定地連番   |              |
| ・算定団体コード | ・住民票コード  | ・転出確定日     |              |
| ・生年月日    | ・続柄コード1  | ・転出確定通知日   |              |
| ・和暦生年月日  | ・続柄コード2  | ・転出確定届出区分  |              |
| ・表示用生年月日 | ・続柄コード3  | ・転出確定地連番   |              |
| ・性別      | ・続柄コード4  | ・住民となる日    |              |
| ・市町村コード  | ・続柄区分    | ・住民となる事由   |              |
| ・大字コード   | ・続柄名     | ・住民となる届出日  |              |
| ・本番      | ・実続柄名    | ・住民となる届出区分 |              |
| ・枝番1     | ・記載順位    | ・住民でなくなる日  |              |
| ・枝番2     | ・異動日     | ・住民でなくなる事由 |              |



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)住民記録システムファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>・大量データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定</li> <li>・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保有期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行うことを認めていないため、担保していない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転は、番号法等の法令で定められた事項のみを行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> </ul> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>:相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 不正な提供が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">その内容</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再発防止策の内容</td> <td>-</td> </tr> </table>	その内容	-	再発防止策の内容	-			
その内容	-						
再発防止策の内容	-						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<p>送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報のバックアップは取得しない予定である。</p>							

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	特定個人情報を取り扱う職員に対しセキュリティ教育を実施し、その内容を十分に理解したことを確認している。 また、受講記録等を作成して、教育効果の確認等を行っている
10. その他のリスク対策	
必要に応じて、セキュリティ研修等を行うこととしている。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大和市総務部総務課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
②請求方法	開示・訂正・利用停止それぞれ指定の様式により、請求する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大和市民民経済部市民課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5110
②対応方法	・必要に応じて、問い合わせ内容およびそれに対する対応を記録に残す。 ・紛失、漏えい、盗難、誤送付等の事故が発生した場合は、「大和市保有個人情報に係る事故の対応に関する要領」に基づき対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報を使用する。	削除	事後	
平成28年6月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民課長 中田 明	市民課長 二見 康之	事後	
平成28年6月24日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①連絡先	「1. ①請求先」と同じ	大和市民経済部市民課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5110	事後	
平成28年6月24日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検①実施日	第一回:平成26年11月11日(予定)※第二回以降は未定	平成26年11月11日～平成27年1月9日	事後	
平成29年7月10日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民課長 二見 康之	市民課長 平山 道備	事後	
平成30年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民課長 平山 道備	市民課長 常盤 幹雄	事後	
平成30年6月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	中央林間連絡所	中央林間分室	事後	
令和1年8月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 常盤 幹雄	市民課長	事後	
令和1年8月20日	V 評価実施手続 しいき値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社セゾンパーソナルプラス	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉部 健康づくり推進課	健康福祉部 医療健診課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	事後	
令和5年2月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑩サービス検索・電子申請機能による転出届の受領 ⑪マイナポータルのお知らせ機能を使用した届出人に対する通知	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2		サービス検索・電子申請機能	事前	